

秋田県読書活動推進基本計画

～ 子どもに夢を与え、
県民が人生を豊かに生きるための読書活動推進 ～



平成23年3月

秋 田 県
秋田県教育委員会

はじめに

本は、人の心を動かし、勇気や希望を与えてくれます。また、現在・過去、そして想像の世界へと自由に行き来できる、夢の扉でもあります。

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであります。そして、大人になっても、生涯を通じての学習として、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承と向上、豊かな人間性を涵養するために欠くことのできない文化活動であります。

もとより、読書活動は、個人の自主的な活動ではありますが、人格の形成や個人の能力の伸長に資するとともに、民主的で文化的な社会の発展に不可欠であり、就職や企業へのビジネス支援、高齢者の生き甲斐づくりとして社会的に大きな役割を果たしているため、県としても、積極的にその推進を図っていく必要があります。

本計画は、平成22年4月に「秋田県民の読書活動の推進に関する条例」が施行されたことを受けて、平成23年度からの5か年計画として策定したものであり、既存の「第二次県民の読書活動推進計画」を包摂するものとなっております。すべての県民が人生を豊かに生きるために、年齢や性別、職業等を問わず、容易に読書に親しめる環境整備を行うとともに、県民一人一人が、読書活動に対する認識を深め、主体的に取り組む気運を醸成するための内容となっております。

昨年は、ちょうど国民読書年でもあり、10月に、県と県議会「読書と図書活動をすすめる議員の会」、秋田魁新報社の主催による「読書推進フォーラム秋田2010」を開催いたしました。このフォーラムにはたくさんの方々が集まり、県民の読書活動への関心の高さを感じることができました。また、秋田県書店商業組合による書籍販売やボランティア団体から運営への協力もあり、行政とマスコミ・民間団体等が一体となった記念すべきフォーラムにすることができたと考えております。

今後、県としては本計画をもとに様々な取組をしてまいります。県民の皆様をはじめ、市町村、学校、民間団体、企業、マスコミ等がそれぞれの立場で主体的な取組を進めていただき、県内各地で読書活動が推進され、すべての県民が文化的で心豊かな人生を送れることを強く願っているところであります。

終わりに、本計画策定にあたり、貴重な御意見をお寄せいただきました県民の皆様方、また、多くの関係の方々に心から感謝を申し上げます。

平成23年3月

秋田県知事 佐竹 敬久

目 次

はじめに

第 1 章 計画の策定に当たって	1
第 1 基本的方向	
第 2 計画の位置付け	
第 3 計画期間	
第 2 章 読書活動を推進するための柱	2
第 3 章 読書活動推進のための取組	3
第 1 「県民が読みたい本を選択する場」や「本に親しむ活動の 情報発信の拠点」機能の強化	3
(1) 図書資料の充実	
(2) 図書資料を活かす人材の確保と配置	
(3) 情報発信・効率的な利用システムの構築	
① 県立図書館の取組	
② 市町村立図書館の取組と支援	
③ 学校図書館の取組と支援	
④ 公立図書館等の相互利用・連携の促進	
(4) 開放性	
第 2 県民・民間団体・企業等による読書活動の推進	8
(1) ボランティア活動を担う人材養成	
(2) ボランティア活動への支援	
(3) 活動団体等のネットワークづくり	
(4) 企業の地域貢献活動としての読書支援の啓発と連携	
第 3 読書をしやすい環境づくり	10
(1) 行政の取組	
(2) 学校等での取組	
(3) 家庭での取組	
(4) 職場での取組	
(5) 各民間団体等を通じた読書の普及・啓発	

第4 読書に関する県民運動の推進	12
(1) 読書の楽しみ	
(2) 図書資料の確保・充実	
(3) いつでもどこでも読書	

第4章 読書活動を推進する体制	13
(1) 「秋田県読書活動推進本部（仮称）」の設置	
(2) 県子ども読書支援センターにおける支援と活動の充実	
(3) 読書に関する調査の実施	
(4) 読書活動推進関係者との意見交換会の開催	
(5) 「読書活動推進県民会議（仮称）」の創設	
(6) 「子どもの読書活動推進計画」の策定への支援	
○ 達成すべき目標数値	15

<参考資料>	16
○ 用語解説	
○ 県民意識調査（平成22年度調査から抜粋）	
○ 県内図書館等一覧	
○ 秋田県民の読書活動の推進に関する条例	
○ 子どもの読書活動の推進に関する法律	
○ 秋田県読書活動推進基本計画策定までの経緯	



「読書推進フォーラム秋田2010」パネルディスカッション

第1章 計画の策定に当たって

第1 基本的方向

秋田県議会において、読書活動は県民が人生を豊かに生きる上で大切なものであり、文化的で豊かな社会の構築に寄与するものとして、「秋田県民の読書活動の推進に関する条例」が可決され、平成22年4月に施行されました。

読書活動は、時に人生の転機となり、時に心を癒し、時に勇気を与えてくれ、人生の様々な局面で貴重な役割を果たしてくれる有意義な文化活動です。

大人になっても読書に親しむためには、乳幼児期の読書の習慣付けが重要です。保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやおはなし会などを通して本に親しみ、幼稚園や保育所、学校での読書活動によって、夢や希望に満ちた子どもに育てることが大切です。

県では、この読書活動を県民一人一人がふるさと秋田を元気にする活動を展開する上で各分野に共通する基本的な活動として、県民が総ぐるみで推進していくこととしました。

推進に当たっては、市町村や民間団体と連携しながら、次のことを目指していきます。

- 1 県民のライフステージや環境に応じて、読書に親しむ環境を整えます。
- 2 勉学、仕事、余暇活動など生活の様々な場面で、気軽に読書することができる環境を整えます。
- 3 読書活動を通して、地域のコミュニティの形成を図り、地域の絆を深めます。
- 4 読書活動は習慣付けが重要であることから、特に子どもの読書活動を積極的に推進します。

第2 計画の位置付け

本計画は、「秋田県民の読書活動の推進に関する条例」（第4条第1項）に基づく、県民の読書活動の推進に関する基本的な計画になるとともに、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（第9条第1項）に基づく「都道府県子ども読書活動推進計画」となるものです。

第3 計画期間

平成23年度から平成27年度
までの5か年とします。



読み聞かせを楽しむ親子

第2章 読書活動を推進するための柱

県民の読書活動を推進していくためには、乳幼児、児童生徒、社会人、高齢者、障害者など年代、性別、地域などにかかわらず全県民を対象に推進していく必要があります。

このためには単に行政だけでなく、ボランティア団体、企業や学校など県内で活動するすべての団体、機関、個人と連携・協力し、それぞれが自らの課題として取り組んでいけるよう環境を整備していく必要があります。

このため、次の4つの柱で、読書活動を推進していきます。

第1 「県民が読みたい本を選択する場」や「本に親しむ活動の情報発信の拠点」機能の強化

図書館等は、読書したい本を選択できるなど、県民が読書に親しむための多様なサービスを受けることができる場であり、また、読書に関する情報を発信する拠点として、地域における読書活動を推進する中心的な役割を果たすことが期待されています。

このため、図書資料の確保・充実や職員の配置といった課題を抱えてはいますが、各図書館相互や図書館機能を持つ施設と連携しながら、県民のニーズに応えるため、創意工夫を凝らした取組の充実が必要です。

第2 県民・民間団体・企業等による読書活動の推進

読書の楽しさを知り、習慣化するためには、乳幼児期や児童生徒期の取組が重要であると言われていますが、学校や幼稚園・保育所の職員だけで対応することは困難であり、地域住民のボランティア活動等に期待することが大きくなっています。また、障害者や高齢者が読書に接する機会を得るためにもボランティア活動等が大きな役割を果たしています。

一方、読書に関するボランティア活動に参加することで生き甲斐を見つけ、地域とのつながりが持てるようになるなど、読書活動を通じて地域社会の絆が強まっていくという効果もあります。

このため、民間団体等による読書活動の推進の取組を支援していくことが必要です。

第3 読書をしやすい環境づくり

県民の読書活動の推進には、県、市町村、学校、企業、民間団体等が連携し、読書をしやすい環境を整えていくことが必要です。

第4 読書に関する県民運動の推進

県民の読書活動の推進には、県民一人一人の取組が重要です。

県民が何らかの形で読書活動の推進に関わることで意識の変化が生まれ、県民の読書活動が大きく推進していきます。

このため、県民が気軽に参加できる様々な運動を展開していくことが必要です。

第3章 読書活動推進のための取組

第1 「県民が読みたい本を選択する場」や「本に親しむ活動の情報発信の拠点」機能の強化

(1) 図書資料の充実

県民が読みたい本を選択できるようにするためには、図書館をはじめとした各施設の図書資料を充実させたり、容易に読みたい本にたどり着くように本の管理を適切に行わなければなりません。また、乳幼児には読書の習慣を身に付けるきっかけとなる本と出会う環境を整える必要があり、高齢者のためには大きな活字の本を確保しておくなど、各年代等の事情に配慮した取組をしていく必要があります。

市町村立図書館の図書資料費及び人口当たり図書資料冊数や貸出冊数は、人口の規模とは無関係に市町村間で差が大きくなっており、すべての県民がどこの地域でも同じように本に親しめるよう、市町村の取組を支援していくことが必要です。

また、学校図書館図書標準^{*1}を達成している学校の割合が全国平均を下回っていることから、市町村において図書整備費の確実な予算化を図り、当該標準の早期達成に向け、取組を強化していく必要があります。

さらに、家庭や地域でも読書に親しむための環境を整えることが大切です。

- 公立図書館や学校図書館における図書資料が充実するように市町村に働きかけます。
- 図書資料購入のため寄附を呼びかけ、寄附しやすい仕組の導入など民間の活動との連携を推進していきます。
- 幼稚園・保育所、児童館の図書室の図書資料の傷みが激しいことから図書資料を充実する仕組を整備します。
- 市町村によるブックスタート^{*2}事業を促進します。
- 公立図書館等^{*3}での高齢者コーナーの充実や高齢者が関心をもつセミナーの開催等を通して、高齢者が読書に親しむための環境づくりに努めます。
- 高齢者が読みやすい大活字本や音声図書資料の確保に努めます。
- 障害者のための点字図書資料の充実に努めます。
- 病院、駅、空港その他の公共施設における図書コーナーの設置を促進するため、施設の各管理者に設置を働きかけるとともに、図書資料の確保の仕組を検討します。また、県内から図書の寄附を受けて、公共施設の図書コーナーの充実を図ります。

(2) 図書資料を活かす人材の確保と配置

図書資料というハード面での整備に加え、その図書資料を活用する人材面での体制も同時に整えていく必要があります。図書館の利用者に適切にサービスを提供できるように職員の配置や能力の向上に配慮したり、多様なサービスの提供を行うために読み聞かせやおはなし会などのボランティア活動を行う人々を育成したりする必要があります。

- すべての市町村立図書館への専門職員（司書^{*4}等）の配置を奨励します。
- 市町村立学校図書館業務に従事する職員を県から派遣します。
- 県立学校図書館支援センター（仮称）の設置を踏まえた専門職員の初等教育期からの段階的・効率的な配置を検討します。具体的には、高等学校・県立図書館などの司書の充実策について検討するとともに、専門職員がいない小・中学校の読書活動支援の体制強化を図ります。
- 高等学校及び特別支援学校の図書館関係職員、図書委員会に属する生徒を対象に、図書館運営やサービスに関する研修会を開催し、学校での読書活動や図書館、図書委員会活動の活性化を図ります。
- 12学級未満の学校においても、実情に応じて司書教諭^{*5}の配置に努めます。
- 「司書教諭の手引き」の活用充実を図るとともに、学校図書館の運営マニュアル等の整備を促進します。
- 学校図書館の効率的な運営を目指す組織づくりと授業等における活用計画の策定を促進します。
- 県図書館協会や県総合教育センター等の研修制度を活用しながら、図書館関係職員の能力向上の機会を提供していきます。
- 読書活動ボランティアに対する研修機会の提供に努めるとともに、新規ボランティアの育成を図ります。



図書館職員研修会



図書委員会活動の紹介

(3) 情報発信・効率的な利用システムの構築

県民が本を選択する場である各図書館等が利用者にとって利便性の高い施設となるとともに、各施設間の連携が十分に行われ、県民に対して、読書に関する情報が効率的に発信される必要があります。

① 県立図書館の取組

- 県立図書館の機能と図書資料を充実させます。
- 県民の利用機会を可能な限り増やすとともに、レファレンス・サービス^{*6}を充実させるなど、利便性の向上と県民の読書活動の推進を図ります。
- 各機関と連携した企画展の開催等、利用者が満足する企画・運営に努めます。
- 県内大学図書館等との資料の相互利用など、互いの特色を生かした連携事業により、利用者サービスと図書館活動の充実を目指します。
- 利用者にとって身近なテーマや課題解決型のレファレンス・サービス機能の一層の充実を図るため、県立図書館のホームページを充実します。また、「生涯学習支援システム^{*7}」とも連携し、全県的な啓発広報に努めます。

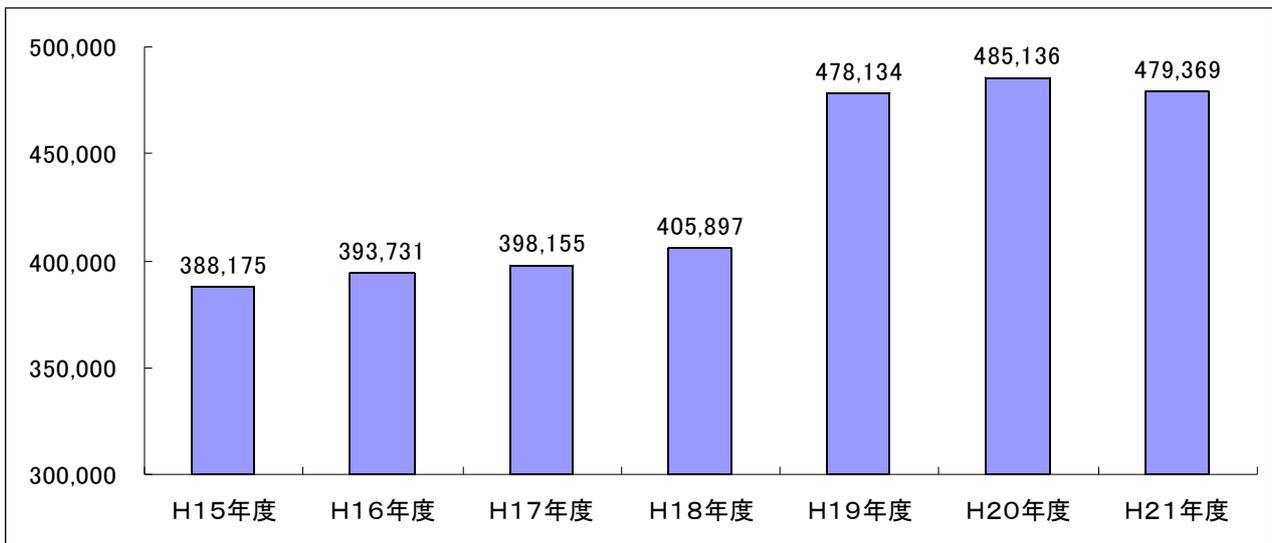


図1 県立図書館入館者数の推移 (単位: 人)

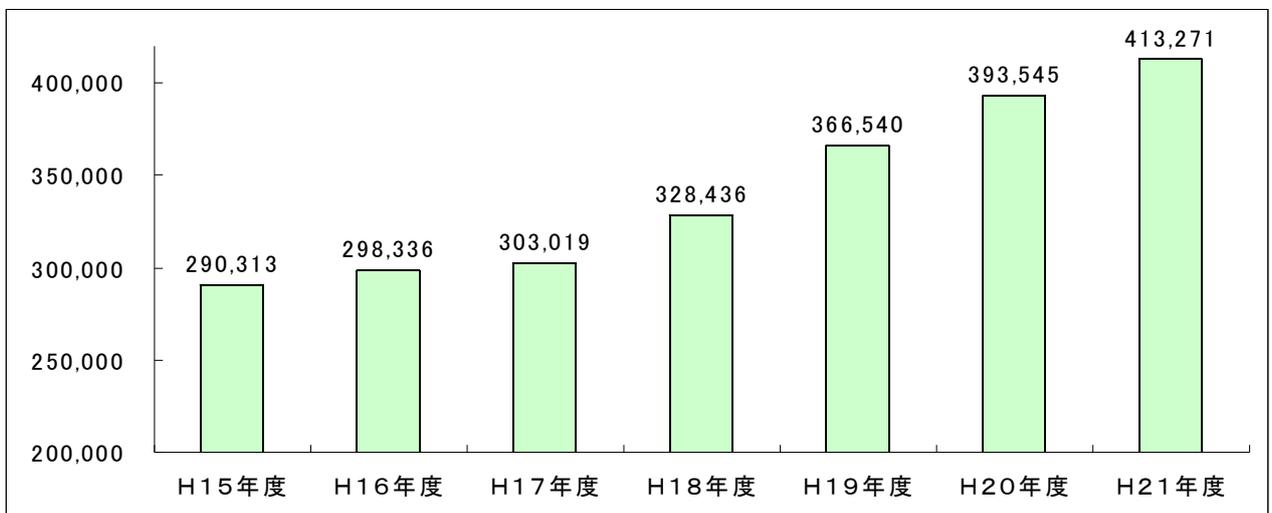


図2 県立図書館貸出冊数の推移 (単位: 冊)

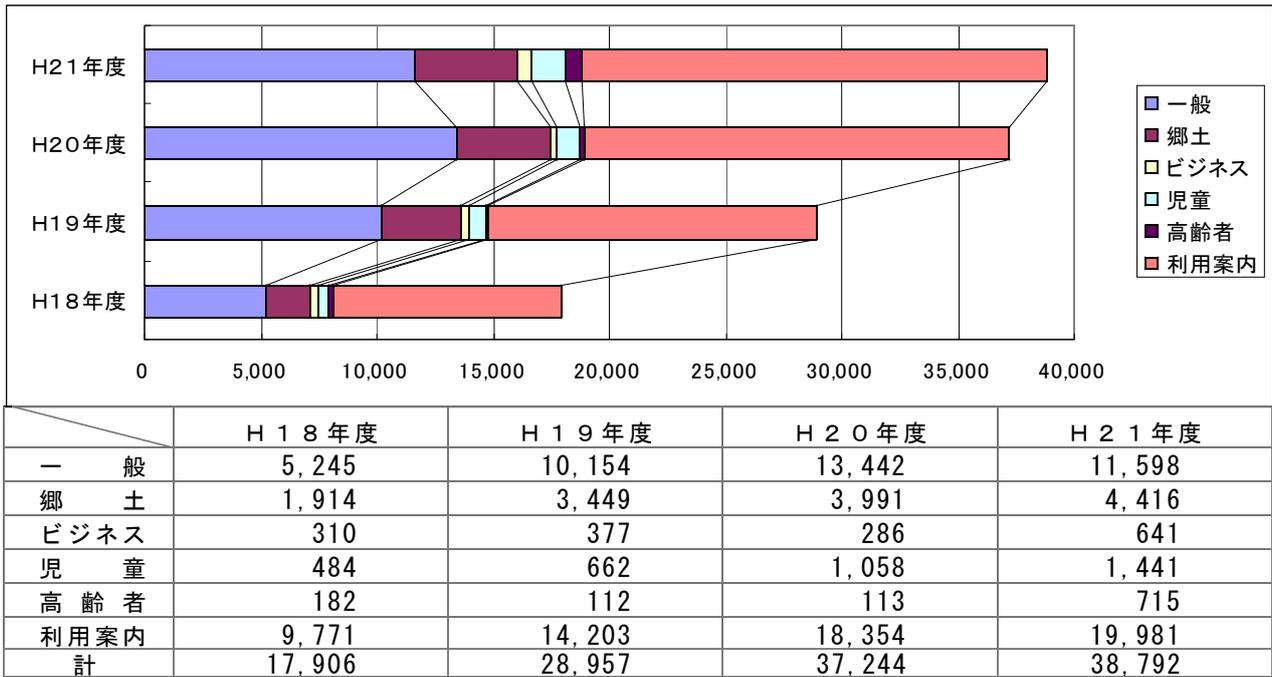


図 3 県立図書館によるレファレンス・サービス件数の推移（単位：件）

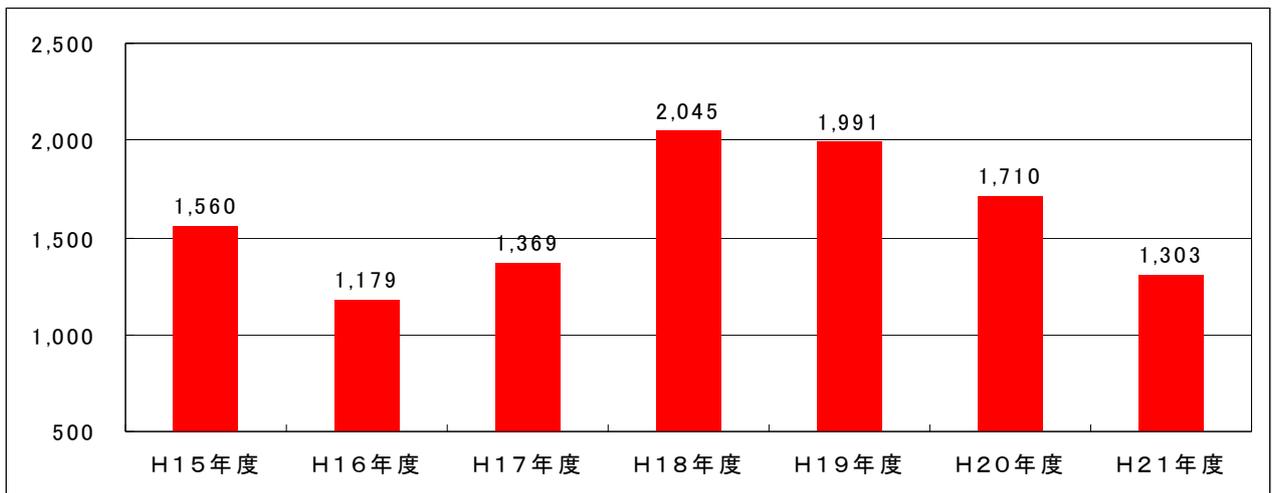


図 4 県立図書館による小・中学校図書館への貸出（単位：冊）

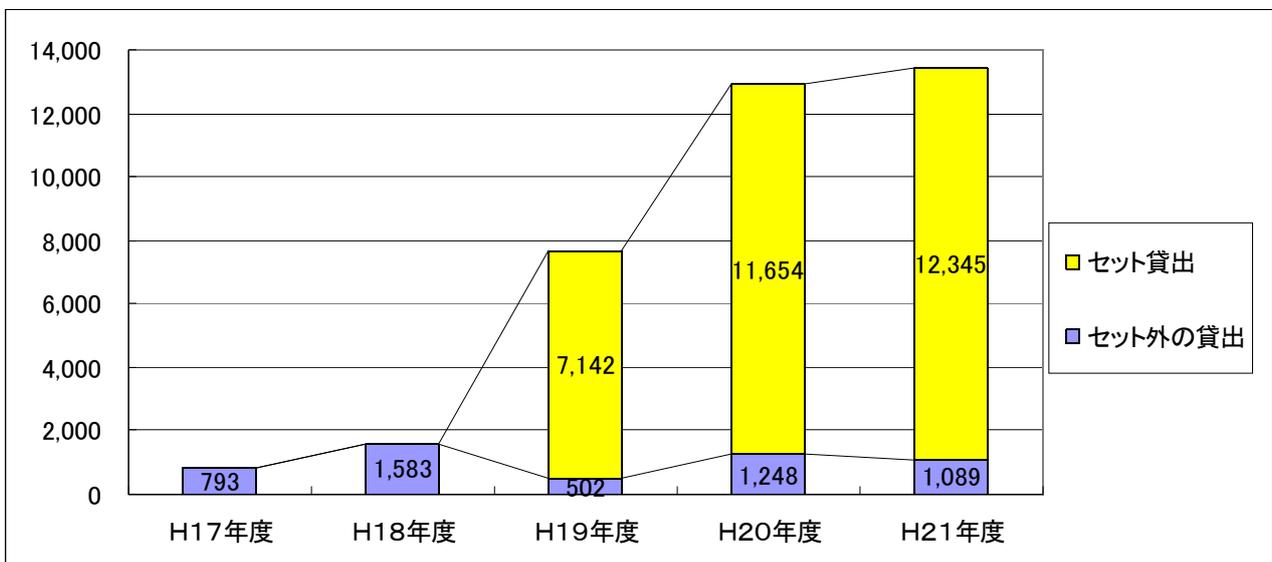


図 5 県立図書館による高等学校・特別支援学校図書館への貸出（単位：冊）

② 市町村立図書館の取組と支援

- 県立図書館による市町村図書館等への業務支援・情報提供のための巡回支援を強化します。
- 図書館未設置町村へ図書館の設置を働きかけるとともに、図書館等への相互貸借サービスの一層の充実を図ります。
- 市町村立図書館等の運営モデル事業を実施し、資料整備等の支援を行います。

③ 学校図書館の取組と支援

- 公立図書館等の専門職員（司書等）による学校支援など、公立図書館等と連携した活動を促進します。
- 県立学校図書館を総括的に管理する図書システムの導入と、それに伴うシステムを管理する県立学校図書館支援センター（仮称）の設置について検討します。
- 図書委員会活動や朝読書、授業等で活用できるように公立図書館等から学校図書館等に図書を貸し出し、読書活動の充実を図ります。
- 児童生徒の目線を意識したコーナーづくりや展示の工夫を図り、読書センター及び学習・情報センターとして機能する学校図書館の環境整備を支援します。
- 学校図書館に関する情報や図書委員会活動を紹介します。

④ 公立図書館等の相互利用・連携の促進

- 図書情報へのアクセス環境を整備するとともに、県立図書館と市町村立図書館等との図書の効率的な相互貸借に向けたデータベースの構築を図ります。
- 県内図書館資料横断検索システムの一層の充実を図るとともに、市町村域を越えた図書館の相互貸借等の連携を促進します。
- 関係機関とリンクした読書活動推進に関する総合ホームページを開設し、読書活動に関する施策のほか、各市町村読書計画や関係法令の情報を提供します。

（４） 開放性

県民が本を選択する場としての図書館は、県民にとって利用しやすいものでなければなりません。このため、施設運営に、積極的に県民の視点を取り入れ、利用者の声に柔軟に対応していく姿勢が必要です。

- 公立図書館等をはじめとする社会教育施設の積極的な開放による、本に接する場の拡充に努めます。
- 公立図書館等が利用しやすい施設となるため、分かりやすい案内表示やサイン等の整備を進めます。
- 地域に開かれた学校図書館づくりを促進します。

第2 県民・民間団体・企業等による読書活動の推進

(1) ボランティア活動を担う人材養成

読書活動を推進する上で、地域住民のボランティア活動は不可欠です。学校や各種施設での読み聞かせ活動やおはなし会の開催は県民に読書と接する貴重な機会を提供しています。また、図書館で活動するボランティアは、図書館による多様なサービスの一翼を担っている例もあります。

こうしたボランティア活動を担う人材の養成を積極的に行っていく必要があります。

- 児童生徒、高齢者や障害者を支援する読書活動ボランティアとの連携、協力と新規ボランティアの育成に努めます。
- 高校生や大学生は読み聞かせ活動の読み手としての活動が可能であることから、ボランティア活動への参加意識を醸成する観点からも、読書ボランティア活動及び読書ボランティア養成講座への参加を促進します。

(2) ボランティア活動への支援

ボランティア団体の活動が活発になるためには、その自主性を尊重しながら、活動の基盤を支援していく必要があります。

- 公立図書館等を民間団体の活動への助言を行う機関として位置付けます。特に幼稚園・保育所、児童館、学校と民間団体をコーディネートする子ども読書活動支援センターの機能や体制を充実させます。
- 民間等の各種助成事業等の周知に努めるとともに、各事業を活用した活動を支援します。
- 研修や活動に必要な機材の購入、貸付等の支援、助成金情報の提供を行うほか、後援や共催による共同事業を開催します。
- 読書ボランティア活動等のプログラム参加を通して、ヤングアダルト層^{*8}の読書意識を向上させます。
- 高齢者については、読み聞かせや民話・昔話の語り部として経験や能力を生かして民間団体の中核となって活動していますが、さらに読書ボランティア活動がしやすいように支援していきます。

(3) 活動団体等のネットワークづくり

民間団体は、他の団体と交流・情報交換することで、活動が活性化したり、新たな視点での活動が展開されるため、県内の活動団体のネットワークの構築を支援していく必要があります。

- 活動する民間団体の情報を一元的に把握する仕組みをつくります。活動の前提として、学校図書館と民間団体との情報の共有が重要であり、民間団体の情報をいつでも入手できるようにするため、県と市町村が連携して、県全体の情報を管理・提供する仕組みを整備します。
- 読み聞かせグループの活動状況を把握するとともに、人的ネットワークの構築を目指します。

(4) 企業の地域貢献活動としての読書支援の啓発と連携

読書活動は、企業にとっても事業展開のヒントを提供してくれるものであり、また、従業員の福利厚生として重要な役割を担うことが期待されます。

また、書店、出版社、新聞社などの読書関連企業は、県民読書活動の推進にとって大きな役割を果たしており、こうした企業と連携して県民への啓発活動を行うことが効果的です。

- 公立図書館等にビジネス・就労支援コーナーを設置するなど企業活動への支援を実施します。
- 書店、出版社、新聞社など読書関連企業は、営利組織ではあっても、県民の読書活動にとっては大切な存在であり、連携を図っていきます。
- 企業の社会貢献活動としての図書費の寄附や民間団体などへの支援をしやすいような環境を整えます。
- 商店街の空き店舗や地域の空き家を活用して図書コーナーを設置し、民間団体の読書活動の場を支援していきます。

第3 読書をしやすい環境づくり

これまで、読書活動は個人的活動あるいは教育・学習の延長として捉えられることが多く、公益的な活動として促進するという姿勢が不足していたり、単に、文化活動の推進といったスローガンの下に推進され、具体的な意義が曖昧なままでした。

このため、各地域内での読み聞かせ等の取組は盛んではあっても、地域間を越えた取組や連携という活動の広がりという点では十分ではなく、行政としてのかかわりについても、団体間の格差が大きくありました。

こうしたことから、読書活動の公益的活動としての意義や効果を明確にしていく必要があります。また、県民が等しく読書の機会に恵まれ、各活動の連携を促すために、行政、教育機関、民間団体、企業等が役割を分担しながら、一体的に読書活動を推進する気運を盛り上げていくことが大切です。

(1) 行政の取組

- 子どもの豊かな読書活動や主体的な学習活動を支援するため、魅力ある図書資料の整備・充実を図るよう、各学校や市町村へ働きかけます。
- 読書活動への関心を高める取組として、諸媒体を活用した県内関連事業の情報を提供し、広く浸透を図ります。
- 国で定めている「子ども読書の日^{*9}」をはじめ、「国際子どもの本の日」、「子どもの読書週間」、「学校図書館の日」「文字・活字文化の日」、「読書週間」等を通じた啓発活動の他に、県独自でも関連事業を実施します。

(事業例)

- ・ 読書推進に功績のあった団体や個人の表彰
 - ・ 子ども向けの公立図書館での司書体験
 - ・ 子どもの書店での販売体験
 - ・ 書店と公立図書館の連携（合同企画展等）
 - ・ 家族で公立図書館に行く週間
 - ・ 県民読書週間及び読書の日の制定
- 県生涯学習センターが実施している「美の国カレッジ^{*10}」の個別学習において、読書による単位を認定し（1冊1単位）、生涯学習としての読書活動を推進していきます。
 - 急速に普及している電子書籍等に関して、読書活動の促進の観点からどのように活用できるかを県立図書館が中心となって研究し、電子書籍等の普及と読書推進方法を検討していきます。

(2) 学校等での取組

- 各学校において、読書に親しむ時間の確保と充実、体系的な利用指導、計画的・継続的な読書指導の実施に向けた年間指導計画の作成を促進します。
- 公立図書館等のセカンドスクールの利用^{*11}を促進し、児童生徒の自ら学ぶ意欲や社会の変化に主体的に対応できる能力の育成をサポートします。
- 児童生徒に読書に親しんでもらうため、全校一斉の読書活動が県内の全小・中学校で継続して実施されるよう、その効果を検証するとともに、継続的な活動を奨励していきます。
- 乳幼児期から本に親しみをもつことができるよう、各幼稚園・保育所における読み聞かせを奨励し、本の選定・絵本の読み方等、その取組について一層の充実を図ります。
- 民間団体や企業と連携し、それぞれの年齢に適した図書の紹介を行います。
- 学校の図書委員会活動の活性化を図ります。

(3) 家庭での取組

- 日常的に家庭内での読書を可能とするために、市町村立図書館や学校図書館で家読(うちどく)の取組を奨励、支援します。
- 親と子どもが心のふれあいを深め、子どもの情感を大切に育むため、読み聞かせ絵本を紹介する「マザーズ・タッチ文庫^{*12}」を継続します。

(4) 職場での取組

- 読書活動は、企業などの職場においても課題解決力の向上のために必要であるほか、個々の社員の人生の豊かさを形成するという効果があることから、企業内で読書活動の推進を奨励します。

(5) 各民間団体等を通じた読書の普及・啓発

- 読み聞かせやブックトーク^{*13}など、民間団体によって「読書をしやすい環境づくり」が行われており、それらの活動を支援していきます。
- 「秋田LL大学園^{*14}」への読書に関する講座の新設や、老人クラブ等を通じた読書に関する情報提供などにより、高齢者に対する読書の普及・啓発を行います。

第4 読書に関する県民運動の推進

県民全体で読書活動を推進していくため、読書に関する県民運動を展開し、県民が気軽に読書活動の推進に参加できるメニューを掲げ、読書活動の推進のための雰囲気づくりを進めます。

(1) 読書の楽しみ

- 県民の読書活動に関する意識を喚起し、読書及び読み聞かせの意義や有用性の啓発に努め、県民運動を展開するための事業を実施します。

(事業例)

- ・ 県読書フェスタ等^{*15}の開催
- ・ キャッチコピーの制定
- ・ 著者と語る会の開催（特定の本をテーマにその著者と語る会）
- ・ ビブリオバトルの開催（高校生や大学生等による知的書評合戦）
- ・ 推薦図書リストの配布（「私のこの一冊集」など）
- ・ 読書感想文、読書感想画、読書紹介等のコンクールの開催と事例集の発行
- ・ 県内図書館や書店での企画展の開催

(2) 図書資料の確保・充実

- 図書資料を確保・充実し、図書館等の個性化を図るための事業を実施します。

(事業例)

- ・ 図書購入を目的とした中古本のチャリティー
- ・ 特定分野の図書の寄贈の呼びかけ
- ・ 地域文庫の活性化

(3) いつでもどこでも読書

- 読み聞かせボランティア、家庭・地域と連携を図り、読書活動を推進するための事業を実施します。

(事業例)

- ・ 子育て、環境、スポーツなどの分野毎の各種イベント会場での図書コーナーの設置（移動図書コーナー）
- ・ 公園や地域の屋外でも読書に親しめる環境づくり（屋外読書コーナーとしての「読書の森」など）
- ・ 老人福祉施設などを対象にした宅配・移動図書館

第4章 読書活動を推進する体制

読書活動の推進については、これまでは学校教育や生涯学習推進の観点から、教育庁だけの所管となっていましたが、余暇活動、ボランティア活動、高齢者の生き甲斐づくり、障害者福祉などの様々な観点から取り組むこととし、知事部局と教育庁が連携した体制を整えるとともに、県内の各市町村に対しても読書活動の推進のための取組の強化を働きかけていく必要があります。

(1) 「秋田県読書活動推進本部（仮称）」の設置

- 知事部局及び教育庁の関係各課間の連携を図り、一体的に施策を進めるための体制を整備し、県民の読書活動の推進を統括し、県全体での取組を調整するため「秋田県読書活動推進本部（仮称）」の設置を検討します。また、県立図書館内に本部を統括する班を設置します。

（本部の業務例）

- ・ 基本計画の進行管理
- ・ 関連事業の連携

(2) 県子ども読書支援センターにおける支援と活動の充実

- 県子ども読書支援センター^{*16}は、子どもの読書活動に関する相談、情報収集、広報啓発活動、調査・研究のほか、各市町村子ども読書支援センターを支援します。
- 県読書活動支援センター支援員は、センター業務を支援するほか、閲覧室「えほんのへや^{*17}」での読書相談を実施します。
- 県子ども読書支援センター機能を活用し、子ども読書推進に携わる人たち同士の情報交換を密にしながら、互いの技量を高め合い、県全体での連携を図ります。
- 県子ども読書支援センターにおいて、家庭における読書の大切さを啓発するとともに、読み聞かせやおはなし会を通して、子どもが本と出会う場の環境整備に努めます。

(3) 読書に関する調査の実施

- 県実施の学習状況調査における「学習の意欲等に関するアンケート」の中で、児童生徒の読書活動に関する意識や実態、または、学習意欲や学力との関連性を把握し、諸施策に反映させます。

(4) 読書活動推進関係者との意見交換会の開催

- 本計画を具体化する事業の企画・立案にあたり、県民の声を反映させるため、定

期的に意見交換会を実施します。

(5) 「読書活動推進県民会議（仮称）」の創設

- 県民の読書活動を促進するためには、全ての県民が意識を同じくして取り組む必要があることから、行政と民間団体・企業等が連携して取り組む県民運動を展開していくため、県、市町村、教育機関、民間団体等で構成する「読書活動推進県民会議（仮称）」の創設について検討します。

(6) 「子どもの読書活動推進計画」の策定への支援

- 市町村の「読書活動推進会議」の設置を促進します。
- 県読書活動推進会議の情報を提供するとともに、研修会等を通じて「子どもの読書活動推進計画」の策定を支援し、奨励します。
- 市町村立中央図書館（中央図書館機能を果たす図書館または公民館図書室）における市町村子ども読書支援センターの設置を促進し、他の公立図書館を協力図書館と位置付け、各市町村における子ども読書活動を支援する機能や体制を充実させます。



県子ども読書支援センターがある県立図書館



閲覧室「えほんのへや」



本と出会う子ども



学校図書館の利用

○ 達成すべき目標数値

項 目	平成 2 1 年度	平成 2 7 年度
県立図書館のホームページのアクセス件数	2 3 7, 2 4 4 回	3 0 0, 0 0 0 回
県立図書館のレファレンス・サービスの件数	3 8, 7 9 2 件	4 4, 0 0 0 件
県立図書館の年間貸出冊数	4 1 3, 2 7 1 冊	4 5 0, 0 0 0 冊
県立図書館の高等学校・特別支援学校図書館への貸出冊数	1 3, 4 3 4 冊	2 0, 0 0 0 冊
県立図書館のセカンドスクールの利用学校数	3 8 校	4 6 校
県人口 1 人あたりの市町村図書館貸出冊数	2. 0 3 冊	2. 3 冊
学校図書館図書標準を達成している学校の割合 (標準を達成するに当たっては、古い図書資料の除籍を行うことも十分に配慮します。)	小学校 4 2. 8 % 中学校 3 2. 8 %	小学校 5 0 % 中学校 5 0 %
学校図書館を地域に開放している学校の割合 (この調査は、2 年に 1 度しか行われていないため、年度が 1 年ずれています。)	(H 2 0 年度調査) 小学校 6. 9 % 中学校 3. 8 % 高等学校 6. 3 %	(H 2 6 年度目標) 小学校 1 0 % 中学校 1 0 % 高等学校 1 0 %
読み聞かせボランティア等と連携して、読み聞かせや図書館の運営を実施している学校の割合	小学校 7 6. 7 % 中学校 1 2. 2 % 高等学校 5. 4 % 特別支援学校 8 0. 0 %	小学校 8 0 % 中学校 2 0 % 高等学校 1 0 % 特別支援学校 1 0 0 %
子ども読書の日や子ども読書週間における関連事業の実施件数	1 4 市町村 3 7 件	2 5 市町村 7 5 件
全校で取り組む読書活動を実施している学校の割合	小学校 1 0 0 % 中学校 9 9. 3 % 高等学校 6 5. 1 % 特別支援学校 7 5. 0 %	小学校 1 0 0 % 中学校 1 0 0 % 高等学校 7 5 % 特別支援学校 1 0 0 %
学校図書館を活用した授業を、月数回程度以上計画的に行っている学校の割合	小学校 6 8. 1 % 中学校 4 9. 3 %	小学校 8 0 % 中学校 6 0 %
読書活動の調査で、「読書が好きだ」の設問に「強くそう思う」「そう思う」を回答した児童生徒の割合	小学校 7 8. 6 % 中学校 7 6. 1 % 高等学校 5 5. 2 %	小学校 8 0 % 中学校 8 0 % 高等学校 8 0 %
読書活動に関する調査で、「1 月に読んだ本の冊数」の設問で最も多い回答	小学校 3 ~ 4 冊 中学校 1 ~ 2 冊 高等学校 読まない	小学校 11 ~ 12 冊 中学校 5 ~ 6 冊 高等学校 1 ~ 2 冊
県民意識調査で、県民が本や雑誌、新聞等を 1 日平均 3 0 分以上読む人の割合 (この調査は、平成 2 2 年度からの実施です。)	(H 2 2 年度調査) 6 0. 3 %	(H 2 7 年度目標) 7 0 %
子ども読書活動推進計画を策定した市町村数	3 市町村	2 5 市町村
子ども読書支援センターを設置した市町村数	3 市町村	2 5 市町村

<参考資料>

○ 用語解説

※1 学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校（特別支援学校の小学部や中学部を含む）の学校図書館に整備すべき図書資料の標準として、学校種や学級数に応じて図書資料冊数を示したもので、文部科学省が平成5年に定めた。

※2 ブックスタート（Book start）

赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報を手渡し、絵本を通して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動。

※3 公立図書館等

県及び市町村、その他の地方公共団体が設立した図書館及び図書室。

※4 司書

「図書館法」第5条により定められた図書館に関する知識と技術を身につけ、図書館固有のサービスに従事する専門的職員。

※5 司書教諭

学校図書館の専門的職務にあたる職員で、教諭をもって充てる。「学校図書館法の一部を改正する法律」により、平成15年度から12学級以上の学校には必置となった。

※6 レファレンス（Reference）・サービス（Service）

図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際、情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を、検索・提供・回答することによってこれを助ける業務。

※7 生涯学習支援システム

平成12年度に開設したインターネットを活用した情報提供システム。講師・指導者情報やボランティア情報、講座・講演会・教室情報など、各種の生涯学習に関する情報が検索・閲覧できる。

※8 ヤングアダルト（Young adult）層

第二次世界大戦後のアメリカの図書館界で使われ出した。若い大人という意味で使われる言葉で、主に高校生を中心とした12歳から19歳までの年代を指す。

※9 子ども読書の日

4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって制定された。

※10 美の国カレッジ

県の総合的な生涯学習講座であり、学習成果を記録し、生涯学習センターがその学習に応じて単位を認定するもの。

※11 セカンドスクール (Second school) 的利用

児童生徒が学校を離れた場所で、様々な自然体験や社会体験・共同生活体験等を行い、教科学習として授業時数にカウントできる。

※12 マザーズ・タッチ (Mother's touch) 文庫

0歳から小学校低学年までを対象とした、長く読み継がれてきた絵本を推薦・紹介する、平成8年度から開始された活動。

※13 ブックトーク (Book talk)

子どもや成人の集団を対象にあらすじや著書紹介などを交えて、本への興味がわくような工夫を凝らしながら本の紹介をすること。

※14 秋田LL大学園

県長寿社会振興財団が明るい長寿社会づくりの一環として、おおむね60歳以上を対象として実施している一般教養講座。

※15 県子ども読書支援センター

子どもの読書活動に関する相談や情報収集、広報・啓発活動など、子どもの読書活動の推進を図るために、県立図書館内に設置された組織。

※16 県読書フェスタ

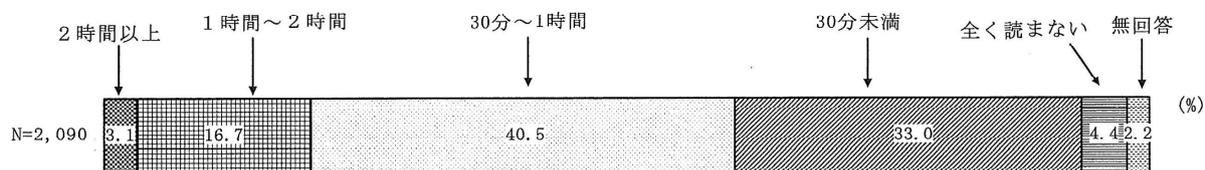
おはなし会や図書館探検、テーマ展示等により、県生涯学習課が県子ども読書支援センターと共催で読書活動を活発にさせるための事業。

※17 えほんのへや

子どもの読書活動を推進するため、県立図書館の閲覧室に作られたスペースで、国内外の代表的な絵本の提供・展示や貸出・閲覧、県子ども読書支援センター支援員による相談などを行う。

○ 県民意識調査（平成22年度調査から抜粋）

質問 あなたは本や雑誌、新聞等を1日平均何時間くらい読んでいますか。



Nは、有効回答数（人）

本や雑誌、新聞等を読む平均読書時間は、「30分～1時間」（40.5%）が最も高く、以下、「30分未満」（33.0%）、「1時間～2時間」（16.7%）となっている。

【地域別】

地域別でみると、「30分～1時間」は秋田（44.0%）で最も高くなっている。

また、「1時間～2時間」は山本（22.8%）、「30分未満」は北秋田（41.7%）で最も高くなっている。

【性別】

性別でみると、男女共に「30分～1時間」が最も高くなっている。

【年代別】

年代別でみると、「30分～1時間」は50歳代（47.2%）で最も高くなっている。

また、「1時間～2時間」は70歳以上（28.2%）、「30分未満」は30歳代（45.9%）で最も高くなっており、年代が上がるにしたがって読む平均時間が長くなっている。

【職業別】

職業別でみると、「30分～1時間」は学生（52.0%）で最も高くなっている。

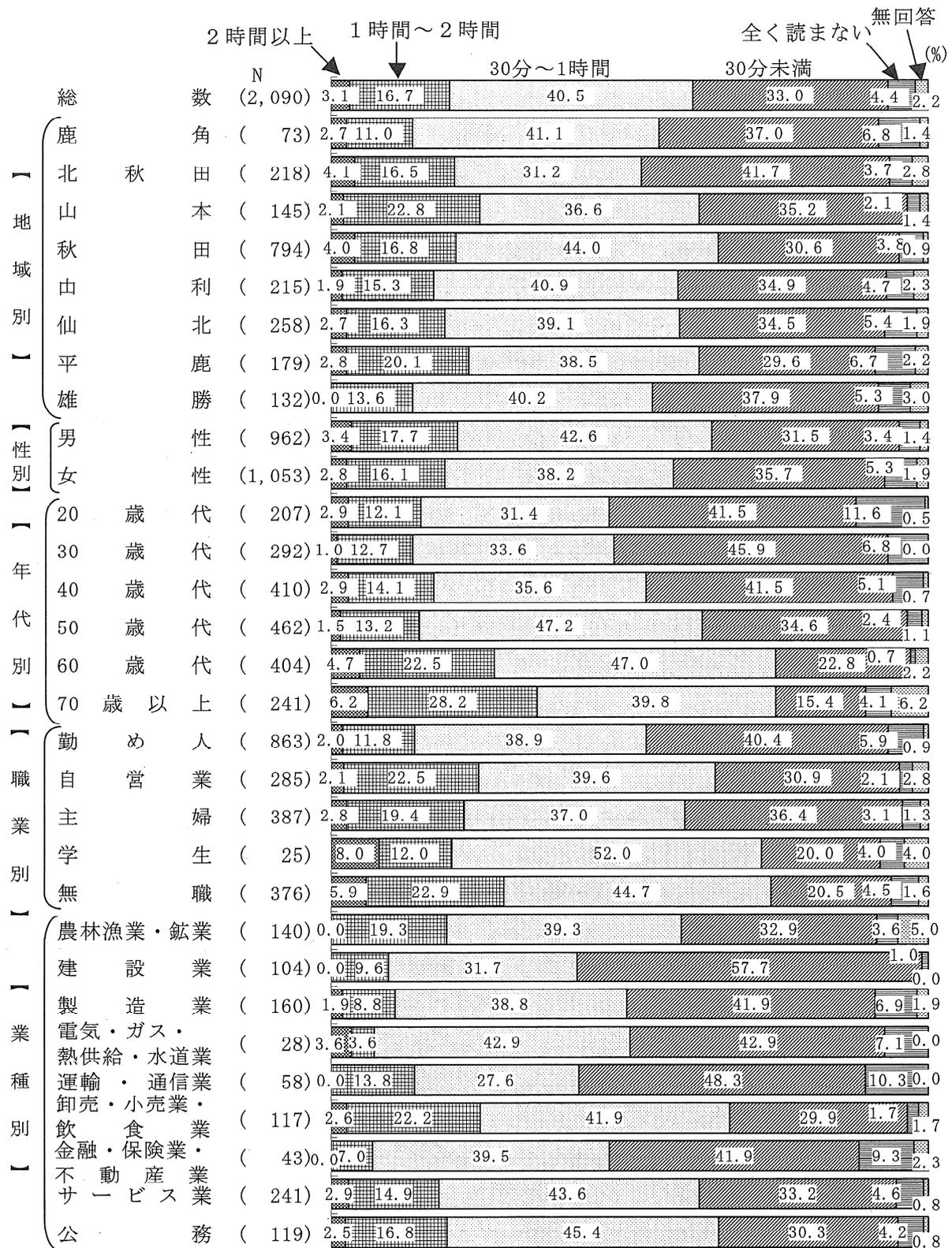
また、「1時間～2時間」は無職（22.9%）、「30分未満」は勤め人（40.4%）で最も高くなっている。

【業種別】

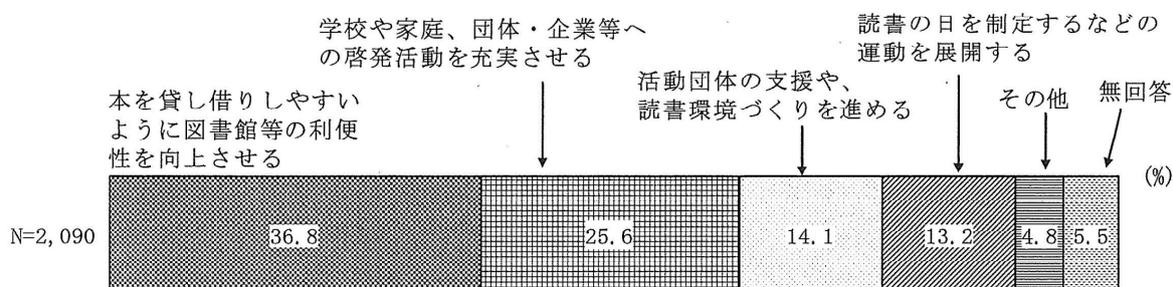
業種別でみると、「30分～1時間」は公務（45.4%）で最も高くなっている。

また、「1時間～2時間」は卸売・小売業・飲食業（22.2%）、「30分未満」は建設業（57.7%）で最も高くなっている。

【図表】



質問 読書活動をさかんにするためには、当面、県は何を優先して実施したらよいと思いますか。(〇は1つ)



Nは、有効回答数(人)

読書活動の優先課題については、「本を貸し借りしやすいように図書館等の利便性を向上させる」(36.8%)が最も高く、以下、「学校や家庭、団体・企業等への啓発活動を充実させる」(25.6%)、「活動団体の支援や、読書環境づくりを進める」(14.1%)、「読書の日を制定するなどの運動を展開する」(13.2%)となっている。

【地域別】

地域別でみると、「本を貸し借りしやすいように図書館等の利便性を向上させる」と「学校や家庭、団体・企業等への啓発活動を充実させる」は北秋田で最も高くなっており、「活動団体の支援や、読書環境づくりを進める」は北秋田(19.3%)で最も低くなっている。

【性別】

性別でみると、男女共に「本を貸し借りしやすいように図書館等の利便性を向上させる」が最も高い。

【年代別】

年代別でみると、どの年代も「本を貸し借りしやすいように図書館等の利便性を向上させる」が高くなっている。

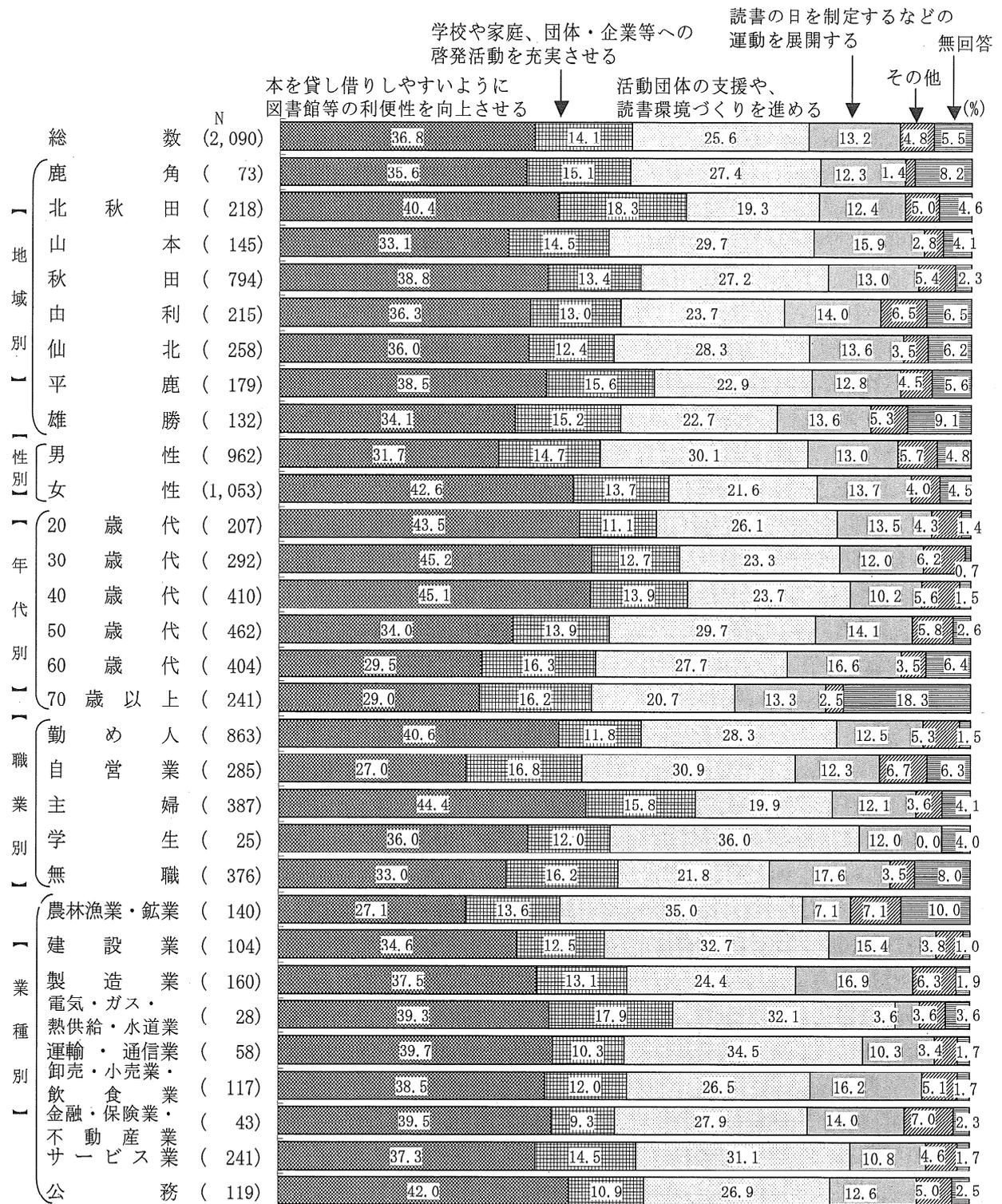
【職業別】

職業別でみると、「本を貸し借りしやすいように図書館等の利便性を向上させる」は主婦(44.4%)で最も高くなっている。また、学生は「本を貸し借りしやすいように図書館等の利便性を向上させる」と「活動団体の支援や、読書環境づくりを進める」が最も高くなっている。

【業種別】

業種別でみると、「本を貸し借りしやすいように図書館等の利便性を向上させる」は公務(42.0%)で高く、「活動団体の支援や、読書環境づくりを進める」は農林漁業・鉱業(35.0%)で高くなっている。

【図表】



○ 県内図書館等一覧

【県立・市町村立図書館】

館名	〒 住 所	TEL	FAX
秋田県立図書館	010-0952 秋田市山王新町 14-31	018-866-8400	018-866-6200
秋田市立中央図書館明德館	010-0875 秋田市千秋明德町 4-4	018-832-9220	018-832-6660
秋田市立中央図書館明德館河辺分館	019-2625 秋田市河辺北野田高屋字前田表 66-1	018-881-1202	
秋田市立土崎図書館	011-0946 秋田市土崎港映 6丁目 16-30	018-845-0572	018-845-9912
秋田市立新屋図書館	010-1632 秋田市新屋大川町 12-26	018-828-4215	018-828-9700
秋田市立雄和図書館	010-1223 秋田市雄和妙法字大館 48-1	018-886-2853	018-886-3034
大館市立中央図書館	017-0827 大館市宇谷地町 13	0186-42-2525	0186-42-3329
大館市立花矢図書館	017-0005 大館市花岡町字前田 162-3	0186-46-1557	0186-46-1557
大館市立田代図書館	018-3595 大館市早口字上野 43-1	0186-43-7127	0186-54-6100
大館市立比内図書館	018-5701 大館市比内町扇田字庚申岱 8	0186-43-7142	0186-55-3652
北秋田市鷹巣図書館	018-3311 北秋田市材木町 2-3	0186-62-3311	0186-62-2337
北秋田市森吉図書館	018-4301 北秋田市米内沢字寺の下 16-3	0186-72-3192	0186-72-3192
能代市立図書館	016-0842 能代市追分町 4-26	0185-54-1114	0185-54-1491
男鹿市立図書館	010-0511 男鹿市船川港船川字外ヶ沢 126-1	0185-23-2552	0185-23-2553
潟上市図書館	010-0201 潟上市天王字御休下 1-1	018-878-6688	018-878-6678
潟上市図書館昭和分館	018-1401 潟上市昭和大久保字樋の上 1-3	018-877-7305	
潟上市図書館飯田川分館	018-1595 潟上市飯田川下鮎川字ハツロ 66	018-877-6744	
由利本荘市本荘図書館	015-0801 由利本荘市美倉町 30	0184-22-4900	0184-23-4903
由利本荘市岩城図書館	018-1392 由利本荘市岩城内道川字水呑場 27-1	0184-73-3673	0184-73-3673
由利本荘市由利図書館	015-0341 由利本荘市前郷字御伊勢下 33	0184-53-2121	0184-53-2952
大仙市立大曲図書館	014-0062 大仙市大曲上栄町 2-16	0187-62-1012	0187-62-1012
大仙市立協和図書館	019-2401 大仙市協和船岡字大袋 1-7	018-892-3830	018-892-3833
大仙市立西仙北図書館	019-2112 大仙市刈和野愛宕下 24-1	0187-75-0099	
大仙市立神岡図書館	019-1701 大仙市神宮寺字下川原前開 102	0187-72-2501	0187-72-4844
大仙市立仙北図書館	014-0113 大仙市堀見内字下田茂木 139	0187-69-3334	
大仙市立南外図書館	019-1901 大仙市南外字悪戸野 127-6	0187-74-2130	0187-74-2456
大仙市立太田図書館	019-1613 大仙市太田町太田字新田下野 50-3	0187-88-1119	0187-88-2044
大仙市立中仙図書館	014-0203 大仙市北長野字袴田 95	0187-56-7200	0187-56-7202
横手市立横手図書館	013-0021 横手市大町 7-9	0182-32-2662	0182-32-5830
横手市立増田図書館	019-0701 横手市増田町増田字新町 285	0182-45-5559	0182-45-5560
横手市立平鹿図書館	013-0105 横手市平鹿町浅舞字覚町後 138	0182-24-3281	0182-24-3335
横手市立雄物川図書館	013-0205 横手市雄物川町今宿字鳴田 133	0182-22-2300	0182-22-2301
横手市立大森図書館	013-0516 横手市大森町字東中島 141-2	0182-56-4180	0182-56-4182
横手市立十文字図書館	019-0522 横手市十文字町字西上 24-1	0182-42-1345	0182-42-1849
横手市立山内図書館	019-1108 横手市山内土渕字二瀬 8-1	0182-53-2187	0182-53-2481
横手市立大雄図書館	013-0495 横手市大雄三村東 20-1	0182-52-2522	
湯沢市立湯沢図書館	012-0842 湯沢市宇内館町 27	0183-73-3040	0183-72-6414
湯沢市立雄勝図書館	019-0204 湯沢市横堀字白銀町 49-1	0183-52-5387	0183-52-5387
鹿角市立花輪図書館	018-5201 鹿角市花輪字中花輪 114-2	0186-23-4471	0186-23-4458
鹿角市立山文庫継承十和田図書館	018-5334 鹿角市十和田毛馬内字上陣場 19-5	0186-35-3239	0186-35-3239
にかほ市立図書館こびあ	015-0311 にかほ市金浦字十二林 70-10	0184-32-4100	0184-32-4105
仙北市総合情報センター・学習資料館	014-0311 仙北市角館町田町上丁 23	0187-43-3333	0187-53-2701
仙北市立田沢湖図書館	014-1201 仙北市田沢湖生保内字武蔵野 105-1	0187-43-1307	0187-43-1327
小坂町立小坂図書館	017-0201 鹿角郡小坂町中前田 54-1	0186-29-2207	0186-29-2207
上小阿仁村立図書館	018-4421 上小阿仁村小沢田字向川原 60-3	0186-60-9000	0186-77-3223
八郎潟町立図書館	018-1692 八郎潟町字大道 80	018-875-5812	018-875-5950
美郷町学友館	019-1404 仙北郡美郷町六郷字安楽寺 122	0187-84-4040	0187-84-3763
羽後町立図書館	012-1131 羽後町西馬音内字本町 108-1	0183-62-2205	0183-62-2205

【公民館図書室】

館名	〒 住 所	T E L	F A X
北秋田市阿仁公民館	018-4611 北秋田市阿仁水無大町 146-1	0186-82-2220	0186-82-2221
北秋田市合川公民館	018-4282 北秋田市李岱字下豊田 25	0186-78-2114	0186-78-2106
能代市二ツ井公民館	018-3152 能代市二ツ井町字下野家後 49	0185-73-2590	0185-73-2591
三種町琴丘公民館	018-2104 三種町鹿渡字東小瀬川 51	0185-87-3232	0185-87-3944
三種町山本公民館	018-2303 三種町森岳字町尻 27-1	0185-83-2354	0185-83-4775
三種町八竜公民館	018-2401 三種町鶉川字西本田 2	0185-85-2177	0185-85-2205
藤里町三世代交流館	018-3201 山本郡藤里町藤琴字家の後 67	0185-79-1327	0185-79-2227
八峰町文化交流センター	018-2641 八峰町八森字中浜 196-1	0185-77-2816	0185-77-3230
八峰町峰浜地区文化交流センター	018-2507 八峰町峰浜田中字野田沢 20-1	0185-76-2323	0185-76-2387
五城目町中央公民館	018-1723 南秋田郡五城目町上樋口字堂社 75	018-852-4411	018-852-4414
井川町公民館	018-1572 南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ沢 79-2	018-874-4422	018-874-2924
若美公民館	010-0422 男鹿市角間崎字家の下 54	0185-46-4109	0185-46-2224
大瀧村公民館	010-0443 南秋田郡大瀧村字中央 1-21	0185-45-2611	0185-45-2661
ふれあい交流館かわべ	019-2601 秋田市河辺和田字上中野 106-3	018-882-2120	018-882-2120
にかほ市勤労青少年ホーム	018-0402 にかほ市平沢字中町 79	0184-35-4711	0184-35-4618
にかほ市象潟公民館	018-0104 にかほ市象潟町字狐森 31-1	0184-43-2229	0184-43-2586
由利本荘市矢島公民館	015-0404 由利本荘市矢島町七日町字羽坂 64-1	0184-56-2203	0184-55-4224
由利本荘市西目公民館	018-0604 由利本荘市西目町沼田字新道下 2-533	0184-33-2315	0184-33-3536
由利本荘市鳥海公民館	015-0501 由利本荘市鳥海町栗沢字上田野 4	0184-57-2881	0184-27-6041
由利本荘市東由利公民館	015-0211 由利本荘市東由利老方字台山 36	0184-69-2311	0184-69-2850
出羽伝承館	018-0711 由利本荘市岩谷町字西越 36	0184-62-0505	0184-62-0506
西木公民館	014-0515 仙北市西木町門屋字漆原 89-2	0187-47-3100	0187-47-3140
美郷町千畑交流センター	019-1541 仙北郡美郷町土崎字上野乙 1-390	0187-85-2593	0187-85-2129
美郷町公民館	019-1234 仙北郡美郷町飯詰字北中島 37-1	0187-83-2280	0187-83-2451
湯沢市稲川カルチャーセンター	012-0105 湯沢市川連町字大関下 6	0183-78-5557	0183-78-5557
東成瀬村公民館	019-0801 雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下 30-1	0182-47-3415	0182-47-2119

【大学・短大・高専図書館】

館名	〒住所	TEL	FAX
秋田大学附属図書館	010-8502 秋田市手形学園町 1-1	018-889-2273	018-832-4917
秋田大学附属図書館医学部分館	010-8543 秋田市本道 1-1-1	018-884-6052	018-884-6252
秋田県立大学図書・情報センター(秋田キャンパス)	010-0195 秋田市下新城中野字街道端西 241-438	018-872-1561	018-872-1674
秋田県立大学図書・情報センター(本荘キャンパス)	015-0055 由利本荘市土谷字海老ノ口 84-4	0184-27-2049	0184-27-2185
秋田県立大学図書・情報センター(大潟キャンパス)	010-0444 南秋田郡大潟村字南2丁目 2	0185-45-2028	0185-45-2021
秋田公立美術工芸短期大学附属図書館	010-1632 秋田市新屋大川町 12-3	018-888-8106	018-888-8107
ノースアジア大学附属図書館	010-8515 秋田市下北手桜字守沢 46-1	018-836-2407	018-836-4402
公立大学法人国際教養大学図書館	010-1292 秋田市雄和榊川字奥椿岱 193-2	018-886-5907	018-886-5912
聖霊女子短期大学図書館	011-0937 秋田市寺内高野 10-33	018-845-4111	018-845-4222
聖園学園短期大学図書館	010-0911 秋田市保戸野すむ町 1-58	018-823-1920	018-862-0789
日本赤十字秋田看護大学・秋田短期大学図書館	010-1406 秋田市上北手猿田字苗代沢 17-3	018-829-3070	018-829-3032
秋田看護福祉大学附属図書館	017-0046 大館市清水 2-3-4	0186-45-1785	0186-43-6712
秋田工業高等専門学校図書館	011-8511 秋田市飯島文京町 1-1	018-847-6007	018-857-4249

【国・県・市関係機関】

館名	〒住所	TEL	FAX
東北農政局秋田農政事務所統計部	010-0951 秋田市山王 7-1-3 秋田合同庁舎内	018-895-7300	018-888-1296
秋田県議会図書室	010-8570 秋田市山王 4-1-1	018-860-2134	018-860-2108
秋田県総務部 広報広聴課県政情報資料室	010-8570 秋田市山王 4-1-1 県庁本庁舎1階	018-860-4091	018-860-1072
秋田県農林水産技術センター農業試験場	010-1231 秋田市雄和相川字源八沢 34-1	018-881-3330	018-881-3939
秋田県総合教育センター総合教育資料室	010-0101 潟上市天王字追分西 29-76	018-873-7200	018-873-7201
秋田県立博物館	010-0124 秋田市金足鳩崎字後山 52	018-873-4121	018-873-4123
秋田県生涯学習センター	010-0955 秋田市山王中島町 1-1	018-865-1171	018-824-1799
秋田県公文書館	010-0952 秋田市山王新町 14-31	018-866-8301	018-866-8303
秋田県農林水産技術センター森林技術センター	019-2611 秋田市河辺戸島字井戸尻台 47-2	018-882-4511	018-882-4443
秋田県農林水産技術センター水産振興センター	010-0531 男鹿市船川港台島字鶴ノ崎 8-4	0185-27-3003	0185-27-3004
秋田県点字図書館	011-0943 秋田市土崎港南3丁目 2-58	018-845-0031	018-845-7772
秋田市立佐竹資料館	010-0876 秋田市千秋公園 1-4	018-832-7892	018-832-9524

○ 秋田県民の読書活動の推進に関する条例

平成二十二年三月三十日

秋田県条例第二十五号

(目的)

第一条 この条例は、県民の読書活動の推進に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、県民の読書活動の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民一人ひとりの心豊かな生活と活力ある社会の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 読書活動は、県民が人生を豊かに生きる上で大切なものであり、文化的で豊かな社会の構築に寄与するものであることにかんがみ、すべての県民が読書活動を容易に行うことができるよう、そのための環境の整備が積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、県民の読書活動の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(県民読書活動推進基本計画)

第四条 県は、県民の読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県民の読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 県は、毎年、基本計画により実施した施策を議会に報告するものとする。

3 県は、必要があると認めるときは、基本計画を変更するものとする。

(財政上の措置等)

第五条 県は、県民の読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(関係機関等との連携)

第六条 県は、県民の読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、市町村が設置する学校又は図書館その他の関係機関及び民間団体との連携に努めるものとする。

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

○ 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成十三年十二月十二日

法律第百五十四号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもが健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

○ 秋田県読書活動推進基本計画策定までの経緯

平成22年

- 1月26日 「秋田県民の読書活動の推進に関する条例案」説明会
- 4月1日 「秋田県民の読書活動の推進に関する条例」施行
- 4月28日 読書活動推進関係課長等会議
- 5月10日 第1回秋田県読書活動推進基本計画検討プロジェクトチーム会議
- 5月13日 読書活動推進のための教育庁内プロジェクトチーム設置
- 5月20日 県内図書館、公民館図書室及び関係職員へのアンケート実施
- 6月3日 秋田県議会6月定例会において計画骨子案説明
- 6月23日
↳ 地域振興局ごとに意見交換のための「読書を語る会」実施
- 7月27日
- 9月15日 第2回秋田県読書活動推進基本計画検討プロジェクトチーム会議
- 9月30日 秋田県議会9月定例会において基本計画案説明
- 9月30日
↳ 基本計画案パブリックコメント実施
- 10月29日

平成23年

- 1月28日 第3回秋田県読書活動推進基本計画検討プロジェクトチーム会議

※ 秋田県読書活動推進基本計画検討プロジェクトチーム

- | | |
|------|---|
| 知事部局 | 総合政策課、市町村課、地域活力創造課、学術振興課
長寿社会課、障害福祉課（秋田県点字図書館）、子育て支援課
県民文化政策課 |
| 教育庁 | 総務課、幼保推進課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課
生涯学習課、県立図書館、生涯学習センター |



意見交換のための「読書を語る会」



秋田県マスコット スギッチ

発 行

秋田県企画振興部

秋 田 県 教 育 庁